

平成 2 1 年度
青梅市教育委員会の事務点検評価
(平成 2 0 年度分事業対象)

報 告 書

平成 2 1 年 9 月
青 梅 市 教 育 委 員 会

目 次

教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価 の実施について	2
青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱について	4
青梅市教育委員会の平成20年度教育目標および基本方針	6
青梅市教育委員会事務点検評価（平成20年度事業）	14
点検・評価にかかる青梅市教育委員会事務点検評価有識者の意見 . . .	37

教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の一部改正について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成19年6月に公布され、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

2 教育に関する事務の管理および執行状況の点検および評価の実施方針について

青梅市教育委員会では、法の一部改正を受けて、次のような方針にもとづき、点検および評価を実施することとしました。

(1) 趣旨

ア 青梅市教育委員会は、毎年、教育施策や事務事業の取組状況について点検および評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ 点検および評価の結果に関する報告書を作成し、これを青梅市議会に提出するとともに、公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図る。

(2) 実施方法

ア 毎年度策定する「青梅市教育委員会の基本方針にもとづく主な教育施策」を対象とし、具体的には、目標と結果を明確に対比するため、「青梅市教育委員会の教育施策の概要」という冊子に掲載された事務事業の点検および評価を行う。

イ 点検および評価は、前年度の施策・事業の進ちょく状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

ウ 点検および評価における第一次点検評価として、教育委員会事務局各課職員は、所管した施策および事務事業について点検および評価を行う。

エ 点検および評価における第二次点検評価として、教育委員会事務局の部・課長級職員は、第一次点検評価を踏まえ、教育目標、基本方針および重点項目の取組状況を勘案し、点検および評価を行う。

オ 第一次・第二次点検評価の客観性を確保するため、点検評価有識者から、第一次・第二次点検評価結果について意見を聴取する。

カ 教育委員会は、(ア)から(オ)までによって点検および評価した結果なら

びに点検評価有識者からの意見を踏まえ、教育目標の達成状況を総合的に点検および評価を行う。

キ 点検評価は、「事務点検評価シート」により、【目標】【実績】【問題点、課題等】を各課で記入し、次の基準により行う。

評価記号	評価	評価基準
	目標の達成に向け順調である	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的で優れた取組を行った。 ・重点項目の達成に向けて大きな成果を上げた。 ・事務事業として大きな成果を上げた。 ・課題や問題点もない。
	目標の達成に向けおおむね順調である	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な取組を行った。 ・重点項目の達成に向けて一定の成果を上げた。 ・事務事業として一定の成果を上げた。 ・大きな課題や問題点はない。
	目標の達成に向け、一部困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を行った。 ・重点項目の達成に向けて多少成果は上げた。 ・事務事業として多少の成果は上げた。 ・課題や問題点がある。
×	目標の達成に向け、困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を行わなかった。 ・取組を行ったが、重点項目の達成に向けて成果は上がらなかった。 ・事務事業として成果が上がらなかった。 ・大きな課題が残った。

(3) 教育に関する有識者の知見の活用

ア 教育委員会は、教育に関する有識者の知見の活用を図るため、点検評価有識者を置く。

イ 点検評価有識者は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

ウ 点検評価有識者の任期は、2年以内とする。

(4) 報告および公表

教育委員会は、点検および評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を青梅市議会へ提出しなければならない。また、点検および評価の結果は、公表しなければならない。

(5) 評価結果の活用

教育委員会は、点検および評価の結果を、次年度の教育目標や基本方針等の策定、その他事務事業の改善等に活用するものとする。

青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱について

平成20年度に制定した「青梅市教育委員会事務点検評価実施要綱」にもとづき、事務点検評価を実施することとしました。

1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定にもとづき、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定め、もって効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たすことを目的とする。

2 事務点検評価の実施

教育委員会は、外部の有識者による知見を活用し、毎年、前年度にかかるその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

3 事務点検評価の対象ならびに点検および評価の方法

事務点検評価の対象は、教育委員会事務局内部で事後評価を行ったものとし、次のとおり実施する。

- (1) 教育委員会事務局の各課職員は、所管した施策および事務事業について点検および評価（以下「第一次点検評価」という。）を行う。
- (2) 教育委員会事務局の部・課長級職員は、第一次点検評価を踏まえ、教育目標、基本方針および重点項目の取組状況を勘案し、点検および評価（以下「第二次点検評価」という。）を行う。
- (3) 第一次点検評価および第二次点検評価の客観性を確保するために、次項の規定により設置する点検評価有識者から、第一次点検評価結果および第二次点検評価結果について意見を聴取する。
- (4) 教育委員会は、前3号により点検および評価した結果ならびに点検評価有識者の意見を踏まえ、総合的に点検および評価を行う。

4 点検評価有識者の設置等

- (1) 教育委員会は、点検評価有識者2人を置く。
- (2) 点検評価有識者は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (3) 点検評価有識者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 点検評価有識者に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 点検評価有識者には、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。

5 報告書の青梅市議会への提出

教育委員会は、事務点検評価にかかる報告書を作成し、青梅市議会に提出しなければならない。

6 評価結果の公表

教育委員会は、事務点検評価の結果を公表しなければならない。

7 評価結果の活用

教育委員会は、事務点検評価の結果を教育目標、基本方針等の策定、施策
その他事務事業の改善等に活用するものとする。

8 庶務

事務点検評価に関する庶務は、学校教育部総務課が処理する。

青梅市教育委員会の平成20年度教育目標および基本方針

青梅市教育委員会は、平成20年度に取り組む教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するために5つの「基本方針」を次のように策定しました。

青梅市教育委員会の教育目標

青梅市の教育は、郷土の歴史と文化を尊重し、文化の継承と豊かな青梅の創造を目指し、平和な国家および社会の形成者として自主的かつ進取の精神にみちた健全な人間の育成と広く国際社会に生きる市民の育成とを期して、行われなければならない。

また、社会や時代の変化に伴う課題をとらえ、将来の展望をもった広い視野に立つ柔軟な発想を基に、未来を担う人間の育成を図ることが重要である。

青梅市教育委員会は、このような考え方に立つとともに、日本国憲法および教育基本法にのっとり、以下の「教育目標」に基づき、学校教育および社会教育を推進する。

[青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年12月4日 青梅市教育委員会決定)

(平成17年2月3日 青梅市教育委員会改訂)

平成20年度 青梅市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために、道徳教育の充実や「青梅子どもルール」の啓発などを図るとともに、家庭・学校・地域等が協働した「心とからだの健康づくり」を推進する。

また、真・善・美などの人間的な価値観を養うために、情操教育の推進を図る。

3 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習の機会を充実する。

4 郷土愛をはぐくむ教育の推進

児童・生徒が地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深めるために、青梅の文化や伝統にふれる機会や地域における交流活動を推進する。

5 地域に根ざした教育の充実

児童・生徒が地域に愛着をもち、地域の一員としての自覚を高めるために、身近な地域の自然や文化を教材として取り扱うことや地域人材の活用を図るとともに、関係施設や機関との連携を通して、地域に根ざした教育活動を充実する。

6 健全育成の推進

豊かな人間性と社会性を育成するために、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め公共心をはぐくむとともに、いじめの根絶を目指して、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関等が連携を密にした健全育成を推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

1 個を伸ばす指導の充実

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力調査(国、東京都)結果や授業評価の分析・考察をもとにした「授業改善推進プラン」の改善・充実を図る。

また、教科指導法の研究開発を一層進めるとともに、少人数指導および「総合的な学習の時間」や選択教科などの学習を工夫・改善し、個を伸ばす指導の充実を図る。

2 健康・体力づくりの推進

児童・生徒一人一人が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむ。そのために、食育リーダーを活用した食に関する指導の充実や体力テストの結果の活用を図り、家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進する。

また、運動部活動の振興を図るために、活動の充実に向けた条件整備等を推進する。

3 国語力の向上

国語力の向上に向けて、コミュニケーション能力や豊かな言語感覚を育成するために、「青梅市小・中学生の主張大会」への取り組みと「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく児童・生徒の読書活動や関連する学習活動への支援を充実する。

4 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進を図るために、外国人英語指導助手を積極的に活用し、中学校での英語指導および小学校における英語活動等を充実する。

5 情報教育の推進

児童・生徒の情報選択・情報活用能力等を育成し、確かな学力の向上を図るために、各教科や特別活動、「総合的な学習の時間」の学習活動などにおいて、積極的にICT環境等の活用を図る。

(ICT: Information and Communication Technology【情報コミュニケーション技術、情報通信技術】)

6 キャリア教育の充実

健全な勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

7 特別支援教育の円滑な実施

LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒に対する教育的な支援を円滑に実施するために、特別支援教育の理解・啓発に努めるとともに、「青梅市特別支援教育実施計画」にもとづいて、特別支援プロジェクトや小・中学校の校内体制の充実、個別指導計画などの取り組みの充実を図る。

8 教育相談体制の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回相談の充実を図る。また、適応指導教室「ふれあい学級」の指導内容を一層充実し、スクールカウンセラー等と連携した学校支援体制および相談環境の整備を図る。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習支援までの連続性のある相談体制の構築を目指す。

9 小・中学校の連携の推進

「青梅市小・中学校一貫教育検討委員会まとめ」にもとづき、9年間の義務教育を見通した学習指導および健全育成の充実を図るために、小・中学校が連携した教育をより一層推進する。

また、学校規模や地域の特性を生かすために、小規模校の小・中学校において、小規模特認校制度にもとづく一貫教育を進める。

【基本方針 3 生涯学習の推進と社会教育の充実】

市民が生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

1 生涯学習の推進

市民が自発的な意思をもって、主体的に学習することを支援するために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、生涯学習ネットワークを構築し、関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に推進する。

2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るために、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供、施設の整備・活用および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

また、「青梅市市民センター改革実施計画」にもとづき、市民の学習要望に対応するため、各種講座・教室を効率的、効果的に実施する。

3 青少年の体験活動の充実

青少年の自立を支援し、地域との交流などを図るために、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会の充実に努める。

また、多様な体験活動を通して、集団的活動における協調性やリーダー性等を養う。

4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図る。

また、家庭の教育力の向上を図るために、家庭、学校および地域の連携・協力を推進し、家庭教育への支援に努める。

5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域に根ざした活動拠点の設置に努める。

6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効

活用や教員の専門性など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

7 社会教育施設的环境整備

生涯学習事業の一層の推進・充実を図るために、社会教育施設的环境整備に努める。

【基本方針4 文化・スポーツ・レクリエーションの振興】

市民が生涯を通じて、文化やスポーツに親しむ機会の充実が求められている。そのために、優れた芸術文化や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化活動への支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動の機会や場を提供するなどの支援を図る。

1 文化・芸術活動の振興

市民が、貴重な文化財や芸術と触れ合うために、郷土の資料、美術作品を収集、保管および展示して市民の利用に供するとともに、市民への文化・芸術活動の支援等を通して振興に努める。

2 図書館事業運営の拡充

新中央図書館の開館に伴い、新たなサービスの展開と組織の一元化による運営の拡充を図るとともに、市民への資料提供の迅速化や「青梅市子ども読書活動推進計画」を推進するほか、図書館ボランティアとの協働などに努める。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、「市民一人1スポーツ」を推進するために、いつでも、どこでも気軽にスポーツ等に親しめるよう機会の提供、施設の整備に努めるとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援する。

4 総合型地域スポーツクラブの推進

「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進するために、子どもから大人までが、地域において、スポーツと生涯親しむことのできる総合型地域スポーツクラブのモデルクラブの設立を図る。

【基本方針5「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」】

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進プラン」にもとづく施策を実施するとともに、中長期的な施策の展開を青梅市総合長期計画 後期基本計画に位置付ける。

2 開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、積極的な教育活動の公開や市民の学校行事等への参加の拡大を図るとともに、学校運営連絡協議会や保護者、地域住民等による外部評価の実施などにより「開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

家庭・学校・地域が一体となって、教育活動の充実および活性化を図るために、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関等が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進する。

5 学校経営の充実

学校経営の充実を図るために、年間を通した学校評価システムを確立し、学校評価にもとづく、学校経営の改善・充実を図る。また、校長、副校長、主幹を中心にした組織的な運営体制の充実を図り、校内の各分掌組織を効果的に活用し、自主的・自律的な学校経営を推進する。

6 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図る

とともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援およびライフステージに応じた教員研修等の充実を図る。

7 教職員の服務規律の確保

教職員による服務事故の防止を徹底するために、研修などを通して、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させ、学校教育に対する信頼の確保に努める。

8 学校施設の安全対策等の推進

児童・生徒の安全確保と市民の避難場所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化を推進するとともに、計画的に教育環境の整備を図る。

9 教育委員会の機能の充実

国や東京都における教育改革の推進やいじめ問題、青少年の健全育成などの諸課題に対して、教育委員会がより市民の期待に応えるために、情報発信を積極的に行い、学校・家庭・地域との一層の連携を深める中で機能の充実を図る。

教育目標	平成13年	12月	4日	青梅市教育委員会決定
教育目標一部改訂	平成17年	2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成17年	2月	3日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成18年	1月	12日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成19年	1月	11日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成20年	2月	21日	青梅市教育委員会決定

青梅市教育委員会事務点検評価（平成20年度事業）

「平成20年度 青梅市教育委員会の教育施策の概要」を基本として、平成20年度は、210項目にわたる事務点検評価を実施した。その中には、毎年実施する基本的事項も含まれるため、本報告書においては、基本方針および教育施策ごとに、特に重点となる項目に関する評価を記載することとした。

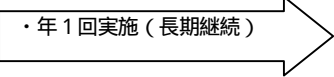
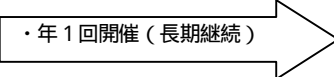
基本方針1	「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
<p>すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。</p> <p>そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。</p>	

教育施策	1 人権教育の推進 2 心の教育の推進 3 社会に貢献できる個人の育成 4 郷土愛をはぐくむ教育の推進 5 地域に根ざした教育の充実 6 健全育成の推進
------	--

平成20年度取組状況	<p>人権教育、心の教育の推進に向け、実践・指導事例を収めた啓発資料を作成し配付するとともに、道徳副読本の活用や「心のパスポート」を全児童・生徒へ配付した。また、青梅子どもルールの普及・啓発、社会体験活動を押し進めるため、中学2年生を対象とした職場体験を実施したほか、地域の歴史や文化・伝統芸能などに関する指導を充実させるため、教育委員会が作成した実践事例集を各学校で活用し、地域との関わりをもちながら自立した個人の育成に向け、事業を展開した。</p>
------------	--

主な事務事業の取組み

事業名	年度目標	取組状況	成果・課題	評価担当課
		事業実施区分		
・地域の歴史や文化・伝統芸能などに関する指導の充実	・児童・生徒が地域の歴史・文化・伝統を学び、地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深めるために、各学校において、教材として作成した資料等をもとにした指導資料集の活用を図る。	<p>「地域に根ざした教育を推進するための実践事例集」（電子データ）の各校での活用を促進した。</p> <p>→ 資料活用実践の推進（長期継続）</p> <p>→ 新規実践事例の更新（長期継続）</p> <p>→ 小学校社会科副読本の作成の検討（22年度目途）</p>	<p>各学校における特色ある教育活動との関連を図り、「実践事例集」を活用した実践の継続と発展が図れた。</p> <p>電子データ化により、各校においての活用性の向上を図ることができた。</p>	指導室

<p>・青梅の伝統文化奨励のための表彰制度制定、表彰の実施</p>	<p>・伝統文化の継承・発展に資するとともに、児童・生徒に郷土を愛する心情を育てることを目的とし、青梅の伝統芸能の継承を奨励し、優れた伝統芸能を継承している子どもたちを認め、表彰する実施要綱を制定するとともに表彰を実施する。</p>	<p>青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱を制定（平成 20 年 4 月 1 日）し、各学校から推薦のあった児童・生徒 48 人を表彰した。</p> <hr/> <p>・年 1 回実施（長期継続）</p> 	<p>初年度として、97 人の推薦に対し、48 人を表彰しその活動内容を評価することができた。表彰対象となった伝統芸能および地域に偏りが生じたので、今後、幅広い地域からの応募を呼びかける。</p>	<p>指導室</p>
<p>・児童・生徒が主体となった「いじめ防止」の取組の充実</p>	<p>・児童・生徒が主体となった「いじめゼロ宣言子ども会議」を開催する。</p>	<p>児童・生徒が主体となった「いじめゼロ宣言子ども会議」を開催し、各小・中学校の代表児童・生徒が各校での取組みや成果について話し合った。</p> <hr/> <p>・年 1 回開催（長期継続）</p> 	<p>来場者が増えた場合の会場確保が課題である。</p>	<p>指導室</p>

基本方針 2	「豊かな個性」と「創造力」の伸長
<p>国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒 一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。</p> <p>そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。</p>	

教育施策	<p>1 個を伸ばす指導の充実 2 健康・体力づくりの推進 3 国語力の向上</p> <p>4 国際理解教育の推進 5 情報教育の推進 6 キャリア教育の充実 7 特別支援教育の円滑な実施 8 教育相談体制の充実 9 小・中学校の連携の推進</p>
------	--

平成 20 年度取組状況	<p>個を伸ばす指導を充実させるため、各学校における授業改善の検証や学力調査の結果を踏まえ、指導資料集を作成して各校に配付し、授業改善の取組みを推進した。児童・生徒の体力テストや生活アンケートの結果を分析し、健康、体力の向上を図る実践事例資料を作成して全教員へ配付した。読む力、理解する力の育成等、国語力向上のための具体的方策を検討するため小・中学校各 1 校モデル校を指定し、研究を行った。中学校 4 校のパソコン更新、パソコン機器の増設等情報教育環境の充実を図り、授業、教務への活用環境を整備した。特別支援教育を円滑に実施するため、小・中学校 3 校に情緒障害の通級学級を新設したほか、固定学級に介護員を増員し、児童・生徒の介護体制の充実を図った。</p>
--------------	--

主な事務事業の取組み

事業名	年度目標	取組状況	成果・課題	評価担当課
		事業実施区分		
・学力向上推進委員会による学力調査結果の分析・考察	・国や東京都において実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の結果を分析・考察し、学力向上に向けた取組みの資料として市内全小・中学校に配付し活用を図る。	<p>各校の授業改善推進プランの検証や国・都の学力調査の結果を踏まえ、学力向上・授業改善の充実に向けた指導資料集を作成し、各校に配付した。(配付部数 300 部)</p> <p>→ ・分科会による調査・分析、報告書の作成 (毎年度・長期継続)</p>	<p>各校において、資料集を活用して、授業改善プランの作成や授業改善プランにもとづく授業改善等の取組みの一層の推進を図った。また、本市の課題や改善のための方策について理解を深め、授業改善の視点を示すことができた。</p>	指導室
・小・中学校の学力向上策・授業改善推進プランの改善・充実	・各学校において、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の分析結果を活用し、「授業改善推進プラン」を作成し、「授業改善推進プラン」をもとにした授業改善に取り組む。	<p>授業改善推進プランの作成、実施、検証に関する指導を実施した。</p> <p>→ ・自校児童生徒の学力実態の把握(毎年度・長期継続) ・授業改善推進プランの作成・実施(毎年度・長期継続) ・実施状況の検証と公開(毎年度・長期継続)</p>	<p>授業改善推進プランの内容の充実を図ることができた。プランの内容の一層の充実を図るためには、継続的な指導・助言の実施が必要である。</p>	指導室

<p>・小学校教育活動支援員の活用</p>	<p>・指導上配慮を要する児童・生徒への学習指導および生活指導に関する支援の充実を図るため、教育活動支援員ならびに特別支援学習支援員(支援スタッフ)を小学校に配置する。</p>	<p>教育活動支援員(支援スタッフ)を配置し、活用を図った。 (週3日×35週×小学校16校)</p> <hr/> <p>・小学校教育活動支援員の配置(年度目標・長期継続)</p> <p>・小学校特別支援教育学習支援員の配置(年度目標・長期継続)</p> <p>・中学校特別支援教育学習支援員の配置(年度目標・長期継続)</p>	<p>小学校に教育活動支援員(支援スタッフ)を配置し、円滑に活用することにより、児童の心のケアや学習活動の支援の充実が図れた。各校の活用レベルに差が生じないようにすることが課題である。</p>	<p>指導室</p>
<p>・「学力向上推進モデル校」による研究の推進</p>	<p>・基礎・基本的な学力の確実な定着を図るために指定した、学力向上推進モデル校の2年目の実践研究とその成果を市内全校に普及させるための研究発表を実施する。</p>	<p>モデル校として指定した友田小学校の研究推進に対して指導・助言を行い、授業改善プランおよび学力向上プラン等を作成し、研究発表会を実施した。</p> <hr/> <p>・モデル校による研究推進(19～20年度)</p>	<p>研究発表会を実施して研究成果を発表し、全校に対して成果の普及を図った。</p>	<p>指導室</p>
<p>・健康・体力向上推進委員会による実践事例集の作成</p>	<p>・健康・体力向上推進委員会により児童・生徒の体力テストおよび生活アンケートの結果を分析し、実践事例集を作成、各校へ配付する。</p>	<p>調査結果を分析して本市の児童・生徒の傾向や課題を把握した。また、児童・生徒の健康・体力の向上のための実践事例資料(リーフレット)を作成し、全教員へ配付した。 (配付部数800部)</p> <hr/> <p>・調査結果の分析・検討(毎年度・長期継続) ・実践事例集の作成・活用(毎年度・長期継続)</p>	<p>児童・生徒の健康・体力の向上のための資料を活用し、体力調査の結果と課題、健康・体力の向上を図るための具体策等について、教員の理解を深めることができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・食育リーダーを中心とした食育推進チームの設置および指導の推進</p>	<p>・各小・中学校において食育推進チームを設置するとともに、食育リーダーを中心とした研修会を開催する。 ・栄養士による食育リーダー講習会を開催する。</p>	<p>食育リーダー連絡会を年間3回開催し、各学校における食育についての情報交換や研修を実施した。 第六中学校の食育リーダーおよび校長等を対象とした食育講習会を実施した。</p> <hr/> <p>・研修会年2回実施(長期継続) ・学校への指導・助言(長期継続)</p>	<p>講師からの学校における食に関する指導や研究授業を行い、各学校における食育の推進を図ることができた。 食育推進にかかる給食現場と学校との連携が図れた。</p>	<p>指導室 給食センター</p>

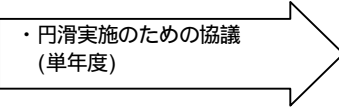
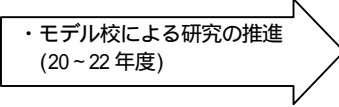
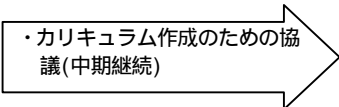
<p>・食育リーダー連絡協議会（仮称）の設置</p>	<p>・食育リーダーを中心とした「食育リーダー連絡協議会」を設置し、各校における指導の状況を把握するとともに、指導の充実・改善のための協議を行う。</p>	<p>食育リーダー連絡会を年間3回開催し、各学校における食育についての情報交換や研修を実施した。</p> <hr/> <p>・連絡協議会の設置・協議（長期継続） ・実践事例集の作成・活用（毎年度・継続）</p>	<p>講師からの学校における食に関する指導や研究授業を行い、各学校における食育の推進を図ることができた。今後、先進的な取組みを市内各校に広げていくことが課題である。</p>	<p>指導室</p>
<p>・「国語力向上モデル校」の設置および研究の推進</p>	<p>・国語力の向上を図るための具体的方策について、小・中学校から1校をモデル校として指定し、実践的な研究を行う。（3年間の1年次目）</p>	<p>小学校1校をモデル校に指定した。指定校において研究主題「豊かに表現する子どもの育成」を設定し、調査、研修を行った。</p> <hr/> <p>・モデル校による実践的研究（20～22年度）</p>	<p>モデル校の設置により、教職員の課題意識を高めることができた。今後の研究内容の推進・充実が課題である。</p>	<p>指導室</p>
<p>・小学校における英語活動の推進</p>	<p>・小学校における外国語活動を推進するため、小学校教職員を対象とした英語活動に関する研修会を実施するとともに、指導実践事例集を作成し、指導体制の改善と充実を図る。</p>	<p>小学校英語活動教員研修を開催し、133名が参加した。AET担当者連絡会においてAET活用法を協議した。小学校英語活動実践資料集を作成し各校へ配付した。英語活動環境整備用予算を各校に配当し、教材等の準備を進めた。</p> <hr/> <p>・悉皆研修の実施（19～21年度） ・実践事例集の作成・活用（毎年度・長期継続）</p>	<p>小学校英語活動教員研修や、AET担当者連絡会、環境整備予算配当などを通して、小学校の外国語活動を円滑に試行することができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・中学校パソコン教室用コンピュータの更新(中4校)</p>	<p>・耐用期間を迎える中学校4校の教室用コンピュータを更新する。</p>	<p>次の中学校4校のコンピュータを更新した。 対象校：西・第六・第七・霞台中学校 内訳：4校×44台</p> <hr/> <p>・計画的な機器の更新（毎年度・中期継続）</p>	<p>更新に伴い、旧機器による障害が改善され、授業での円滑な活用を図ることができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・中学校PC増設と情報教育環境の充実（無線LAN機器の導入）</p>	<p>・中学校における情報教育環境の充実を図るため、中学校2校にコンピュータを増設するとともに、校内無線LAN機器の整備を行う。</p>	<p>霞台中および泉中の2校に対し、コンピュータを各20台増設するとともに、校内無線LANを整備した。</p> <hr/> <p>・実情に応じて整備対応（中期断続）</p>	<p>コンピュータの増設および校内LANの整備により、授業および教務へのコンピュータの活用環境が整備できた。今後、一層の活用を図るため、継続的に活用方法等の指導・助言を行う必要がある。</p>	<p>指導室</p>

<p>・中学生の職場体験推進委員会の設置</p>	<p>・中学校における連続5日間の職場体験活動の実施に向けて、「中学生の職場体験推進委員会」を設置し、円滑な実施に関する条件整備等を進める。</p>	<p>中学校進路指導主任会で職場体験の成果と課題等を協議し、事業所等に関する情報交換を行った。</p> <hr/> <p>・成果・課題等の協議、次年度への反映（長期継続）</p>	<p>円滑な実施の在り方を示すとともに、各校の進路指導主任が相互に実施形態や実施方法、体験先等に関する情報交換をすることができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・中学校における5日間の職場体験の実施</p>	<p>・中学生に望ましい労働観や職業観を育むため、全中学校において5日間の職場体験活動を実施する。</p>	<p>市立中学校2年生全員を対象に、5日間の職場体験を実施した。</p> <hr/> <p>・職場体験活動の実施と拡充（長期継続）</p>	<p>5日間の体験活動の実施を通して、生徒の職業観を育むことができた。</p> <p>今後、更に体験先企業、事業所等の拡充を図ることが課題である。</p>	<p>指導室</p>
<p>・特別支援学級（通級指導学級）の新設</p>	<p>・LD、ADHD、高機能自閉症、情緒障害の児童・生徒への指導の充実および通級対象児童・生徒の通学時間等の負担軽減を図るため、小学校2校および中学校1校に情緒障害の通級指導学級を開級する。</p>	<p>友田小学校、藤橋小学校および第三中学校に情緒障害の通級指導学級を新設し、平成20年4月に開級した。</p> <hr/> <p>・計画的な開級、整備（年度別、中期継続）</p>	<p>児童・生徒への指導の充実および通学時間等の負担軽減を図るための指導環境を整えることができた。</p> <p>在籍校と一層連携し、指導の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>指導室 特別支援教育担当</p>
<p>・特別支援教育推進モデル地域における研究の推進</p>	<p>・校内支援体制のあり方や特別支援教育コーディネーターの役割・効果的な活用等について、研究・検証を行い、研究成果を各校に還元する。</p>	<p>第三小学校をモデル校として指定した。（2年目）</p> <p>アシスタントコーディネーター（臨床心理士、立教大学大学院の学生）を配置し、継続的な支援を実施したこと等により、校内の推進体制が構築された。</p> <p>校内に発足させた研究推進委員会で授業改善に関する10の視点をまとめ、特別支援教育校内委員会において、校内や関係機関との10の情報連携をまとめた。</p> <hr/> <p>・モデル校による研究推進（19～20年度）</p>	<p>特別支援学級の教員と通常学級の教員、学習支援員、教育相談所心理相談員、近隣幼稚園・保育園等との連携を図ることができた。</p> <p>平成20年12月に研究発表会を開催し、報告書とリーフレットを作成することによって、市内全校に実践内容について周知することができた。</p> <p>特別な支援を要する児童への支援の在り方について、研究成果の活用を一層推進することが求められる。</p>	<p>特別支援教育担当</p>

<p>・特別支援プロジェクトの拡充</p>	<p>・特別な支援を必要とする子供たちへの適切な教育的支援を行うため、教育、保健・医療、福祉等の関係者の連携による特別支援プロジェクト事業を展開する。 ・LD 等を含め障害のある子供たちの早期発見、早期発達支援 ・乳幼児期から学齢期をつなぐ就学支援体制の整備 ・市立小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害の児童・生徒への教育的支援</p>	<p>巡回相談...幼稚園 10 回、小・中学校は定期に派遣した。 訪問相談...小学校 17 回、中学校 13 回の派遣を行った。 （このほかに子育て支援課から市内保育園 32 園のうち 31 園に対して 65 回巡回指導を実施）</p> <hr/> <p>・巡回・指導相談等の実施 （長期継続） ・専門家による支援の実施 （長期継続）</p>	<p>幼稚園・保育園からの早期発見・支援ができ学齢期につなぐ支援体制ができてきている。 小・中学校の通常学級に在籍している発達障害の児童・生徒への指導・助言ができた。 専門家の確保、訪問日程の調整、訪問回数が増、専門家の助言内容について校内での共通理解の促進を図ることが課題である。</p>	<p>特別支援教育担当</p>
<p>・特別支援教育に関する研修会の充実</p>	<p>・特別支援教育の円滑な展開に向けて、特別支援教育コーディネーターの養成、教職員への理解・啓発および資質向上のための研修を、計画的・継続的に実施する。</p>	<p>特別支援教育コーディネーター養成研修を学校教育相談研修（2 回）の中で 2 回実施した。 初任者研修において 1 回、市内教員を対象とした研修を 2 回（1 日）実施した。 学習支援員に対する研修を 2 回実施した。</p> <hr/> <p>・コーディネーター養成研修の実施 （中期継続）</p> <p>・初任者研修・10 年経験者研修における研修実施 （長期継続）</p> <p>・学級担任等に対する研修実施 （長期継続）</p> <p>・支援スタッフ・学生支援員に対する研修実施 （中期継続）</p>	<p>各教員の理解が深まり、学校において組織的に特別支援教育を推進していく意識の向上が図れた。 実践力と専門性をもった教員の育成、学習支援員（支援スタッフ）に対する具体的事例にもとづく対応や専門性を高める研修をさらに充実させる必要がある。</p>	<p>特別支援教育担当</p>

<p>・特別支援教育の理解・啓発に関する取り組みの充実</p>	<p>・児童・生徒、保護者、教職員、市民等への理解・啓発を図るため、特別支援学級、特別支援学校との交流の推進、特別支援教育の理解・啓発に向けたリーフレットを作成し、保護者、市民等を対象とした研修（講演）会を実施する。</p>	<p>副籍制度を活用し、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒 60 名の内、34 名が、市立小・中学校との間接的・直接的な交流を実施した。</p> <p>保護者、市民等を対象に「学習や行動に困難を抱える子どもの理解と対応～子どものいいところ応援計画～」と題した講演会を実施した。（115 名参加）</p> <p>市内・市外保育園・幼稚園を通じて、5 歳児の保護者を対象に「就学支援シート活用に向けて」のリーフレットを配付し、啓発を行った。（1,600 部）</p> <p>小・中学校保護者、教員対象に理解・啓発リーフレットを作成、配付した。（20,000 部）</p> <hr/> <p>・特別支援学校等との交流推進(長期継続)</p> <p>・啓発リーフレットの作成・配布(長期継続)</p> <p>・研修会(講座)等の実施(長期継続)</p>	<p>副籍制度では、対象者の半数の児童・生徒が活用し、交流を進めることができた。</p> <p>就学支援シートの目的や内容等について、就学前の保護者への周知を図ることができた。</p> <p>特別支援学校との調整、保護者との連絡を密にし、交流の推進を図る必要がある。</p> <p>保護者、市民を対象とした研修についての P R 等を充実させる必要がある。</p>	<p>特別支援教育担当</p>
<p>・特別支援学級への介護員の拡充</p>	<p>・特別支援学級(固定)における指導の充実を図るため、学級の状況に応じた介護員の配置ができるよう、介護員の増員を図る。</p>	<p>特別支援学級(固定)における介護員を 2 名増員し、8 校に 14 名を配置し児童・生徒の介護を実施した。(1 校当たり、1 日 6 時間)</p> <hr/> <p>・介護員の増員(毎年度・長期継続)</p>	<p>支援体制の充実により、児童・生徒の学校生活に必要な態度や技能を効果的に養うことができた。</p> <p>児童・生徒数の増加に伴い、学校からさらなる増員の要望がある。</p>	<p>特別支援教育担当</p>

<p>・「副籍モデル校」の指定および円滑な実施に向けた研究の推進</p>	<p>・副籍モデル校を指定し、交流活動のあり方、特別支援学校との連携等について研究・検証を行う。</p>	<p>モデル校(2年)を1校(第一小学校)指定し、1年次の取り組みとして、指定校において、特別支援学校との直接的・間接的な交流の具体的事例や連携の方法、校内体制の整備等について実践的な研究を行った。(中間報告書を作成した。)</p> <hr/> <p>・モデル校による研究の推進 (20~21年度)</p>	<p>実際の交流を通して、実践的な研究を行うことができた。 校内の特別支援学級との交流も進み、共に支え合い生きることの大切さや喜びを児童が感じてきている。</p>	<p>特別支援教育担当</p>
<p>・就学支援シートの活用の促進</p>	<p>・幼稚園、保育園等で行ってきた指導・支援を就学後の支援に活かすため、就学支援シートの活用を促進する。</p>	<p>各幼稚園、保育園に対し、シートの活用促進を依頼するとともに、各園を通して保護者にリーフレットを配付し、シートの活用を啓発した。 市内・市外の保育園・幼稚園47園に1,664枚のリーフレットを配付した。</p> <hr/> <p>・就学支援シートの活用促進 (長期継続)</p>	<p>幼稚園・保育園からの就学支援シートを就学校に引継ぐことにより、小学校における指導計画の参考とすることができた。 保育園・幼稚園18園から32件の就学支援シートが提出され、小学校11校に引き継がれた。</p>	<p>特別支援教育担当</p>
<p>・学生支援員の派遣</p>	<p>・発達障害を含む障害のある児童・生徒の支援体制の充実を図るため、小・中学校に学生支援員を配置する。</p>	<p>小学校5校(一小、二小、三小、若草小、新町小)、中学校2校(泉中、霞台中)に学生支援員を配置し、各校の活用計画に従い、児童・生徒への支援を行った。</p> <hr/> <p>・学生支援員の派遣による支援 (長期継続)</p>	<p>学生支援員を活用し、指導を行う教員を補助し、個に応じた支援を行うことができた。 学生の募集について大学と連携し、安定した希望者の確保を図る必要がある。</p>	<p>特別支援教育担当</p>

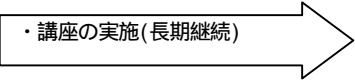
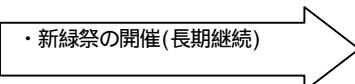
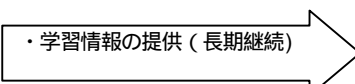
<p>・「小・中学校一貫教育推進委員会（仮称）」の設置</p>	<p>・平成 22 年度から、全小・中学校において小・中一貫教育が円滑に実施できるよう、「小・中学校一貫教育推進委員会」を設置し、小・中学校一貫教育の実施に向けて必要な協議を行う。</p>	<p>「小・中学校一貫教育推進委員会」を設置し、5 回の協議を実施した。(委員：市内小中学校長、副校長各 1 名、PTA 関係者 2 名) 小・中学校一貫教育校における 9 年間を見通した学習指導・内容、特色ある教育活動等について検討を進め、「青梅市小・中学校一貫教育検討委員会まとめ」を作成し、青梅市における小・中学校一貫教育校の在り方を提示した。</p> <hr/> <p>・円滑実施のための協議 (単年度)</p> 	<p>教育課程の在り方、一貫教育校ならではの特色ある教育活動の在り方、年間計画の在り方、進路指導・生活指導の在り方、校内体制の在り方について、今後の青梅市における小・中学校一貫教育の在り方に関する方向性を示すことができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・「小・中学校一貫教育モデル校」の指定および研究の推進</p>	<p>・「小・中学校一貫教育モデル校」を指定し、小・中一貫教育の実施に向け先進的な取り組みを推進することにより、具体的な課題等についての調査・検証を行う。</p>	<p>成木小・第七中をモデル校として指定し、1 年目の研究として、目指す児童・生徒像、指導の重点、カリキュラムの作成等について研究し、成果をまとめた。</p> <hr/> <p>・モデル校による研究の推進 (20～22 年度)</p> 	<p>教育経営研修会や中学校教育研究発表会において、1 年次の成果と課題などについて報告し、他校に対して啓発となった。</p>	<p>指導室</p>
<p>・小・中学校の連携による一貫性のあるカリキュラム等の策定</p>	<p>・各小・中学校一貫教育対象校において、「目指す児童・生徒像」を明確化し、一貫性のあるカリキュラムを作成するためのベースを作る。</p>	<p>各小・中学校一貫教育対象校において、「目指す児童・生徒像」について、地域の特性、児童・生徒の実態を把握の上、小・中学校教員の協議を行った。</p> <hr/> <p>・カリキュラム作成のための協議(中期継続)</p> 	<p>中学校区を中心に、「児童・生徒像」を設定し、9 年間のカリキュラム作成に向けた準備を推進することができた。</p>	<p>指導室</p>

基本方針 3	生涯学習の推進と社会教育の充実
<p>市民が生涯を通じ、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。</p> <p>そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。</p>	

教育施策	1 生涯学習の推進 2 生涯学習の環境整備 3 青少年の体験活動の充実 4 家庭教育への支援 5 地域における健全育成の推進 6 学校開放の推進 7 社会教育施設的环境整備
------	--

平成 20 年度取組状況	<p>生涯学習社会の実現に向け、市や公共機関が保有する情報や技術的知識を出向いて提供する生涯学習まちづくり出前講座、自然体験や異年齢間の交流を通して自主性や協調性を育む子ども体験塾の充実を図った。放課後の子どもたちに安全で安心な居場所を提供する放課後子ども教室推進モデル事業を実施し、今後の事業の実施について検討を行った。</p>
--------------	---

主な事務事業の取組み

事業名	年度目標	取組状況 事業実施区分	成果・課題	評価 担当課
・生涯学習まちづくり出前講座の実施	・市民の各種施策に関する理解を深め、行政全体で生涯学習を推進し、市民によるまちづくりの推進に寄与する。	平成 20 年度：49 メニュー、開催回数 23 回。  ・講座の実施(長期継続)	参加者の都合に応じて開催するため、学習機会の提供としては効率が良い。人材登録制度や市主催講座なども取り込みたい。	社会教育課
・生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭の開催	・日頃の学習結果の発表の場として開催。	開催日：5月10日(土) 11日(日) イベント数：27 出演者・参加者数：合計 1,786 人。  ・新緑祭の開催(長期継続)	学習結果の発表の場を作ることにより、市民の学習する意思を支援した。実行委員会形式を採用し、市民の自主的な開催へと移行中。ポスターを明星大学に依頼。TCN に加え FM 茶笛にて広報。残念なことに雨天のため参加者減。	社会教育課
・生涯学習情報の提供(ガイドブックの発行、ホームページへの掲載)	・イベント・学習情報の提供。	発行月：4月・11月 発行部数：1000 部 ホームページに PDF 形式でアップ。  ・学習情報の提供(長期継続)	イベント・学習情報を提供し、市民の学習機会の拡大を図った。年 2 回では情報の鮮度が悪い、1 度に多くの情報を出しても全部に目を通すのは困難等の意見が生涯学習推進市民会議からあがっている。次年度検討。	社会教育課

<p>・子ども体験塾の充実 ・自然体験教室の推進</p>	<p>・自然体験や異年齢間の交流を通して、子ども達の自主性や協調性を育む。</p>	<p>実施事業 ・高校生自然体験教室（国立室戸青少年自然の家） ・集まれ！おうめっ子（七輪陶芸）</p> <hr/> <p>・こども体験塾の実施 (18～21年度・22年度以降未定)</p> <p>・自然体験教室の実施 (長期継続)</p>	<p>高校生自然体験教室は、ほぼ募集人数である14人の参加を得た。海でのいろいろな体験ができ、地元（室戸高校）の高校生との交流も図られ、参加者にとっては貴重な体験となった。当初予定の3年目であり、20年度で終了とする。</p> <p>集まれ！おうめっ子は、参加者24名。5年目を迎え、プログラムの選定が難しくなってきた。青梅に関するもの、物を作るなどにこだわらずに考えていくようかもしれない。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>・青少年リーダーの育成</p>	<p>・小学校5年生～高校3年生を対象とした事業。異年齢集団による団体宿泊活動等を通じて、自主性や社会性を養い、地域や学校における青少年リーダーとしての資質の向上を図る。</p>	<p>6/14～8/16までに隔週で事前研修を6回、8/21～24に宿泊研修（会場：国立那須甲子青少年自然の家）8/30に事後研修を実施した。</p> <hr/> <p>・青少年リーダーの育成 (長期継続)</p>	<p>延べ参加者：276人。中高生の参加が少なくなっている。中高生の新規参加が難しい事業であり、リピーターを増やす努力が必要である。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>・放課後子ども教室推進モデル事業の実施</p>	<p>・地域社会において、心豊かで健やかな子どもたちを育む環境作りおよび子どもたちの安全で安心な活動拠点作りの推進を図る。</p>	<p>霞台小学校で平成20年4月9日から平成21年3月18日まで、毎週水曜日に計47回実施した。今年度もモデル事業として実施した。</p> <hr/> <p>・放課後子ども教室事業の実施 (年度別)</p>	<p>最終登録者146人。延べ参加者2,700人。ボランティア参加者のべ441人。参加者が多く、子どもたちも生活が落ち着くなど、良い方への変化がみられる。運営委員会でも良い評価があり、平成21年度は2校増やす。実施校を増やすには、余裕教室の状況やPTAの協力で左右されるため、難しい部分がある。</p>	<p>社会教育課</p>

<p>・社会教育施設の耐震診断と改修・補修等の実施</p>	<p>【市民会館】市民会館の老朽化に伴う改修。 【郷土博物館】耐震診断を行い、郷土博物館が構造上安全かどうかを確認する。 【青梅図書館】 安全な施設にするため、耐震診断結果に基づく耐震補強設計を実施する。 2 地絡事故による近隣への波及防止のため、保護用開閉器の取り付け等を実施する。 3 駐車場所が狭く、接触事故防止等のため、広い駐車場を新設する。</p>	<p>【市民会館】舞台照明用調光器盤ならびに調光卓等の改修。 【郷土博物館】郷土博物館の耐震構造検査を実施した。 【青梅図書館】 1 耐震補強設計を実施した。 2 高圧引込ケーブル改修電気設備工事を実施した。 3 12台分の駐車場を新設した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>・計画的改修補修等の実施 (年度別、長期継続)</p> </div>	<p>【市民会館】次年度で引き続き、舞台調光システム等改修工事を行う。 【郷土博物館】耐震補強工事が必要であるとの結果であった。そのため耐震工事実施設計および耐震工事を今後計画していく必要がある。 【青梅図書館】 1 工事予算の確保 2 地絡事故による近隣への波及が防止された。 3 駐車場が広く、駐車しやすくなったと利用者から好評。また、既存駐車場内に1台分の身障者用駐車スペースを確保した。</p>	<p>社会教育課 図書館 博物館</p>
-------------------------------	--	---	--	--------------------------------

基本方針 4	文化・スポーツ・レクリエーションの振興
<p>市民が生涯を通じて、文化やスポーツに親しむ機会の充実が求められている。</p> <p>そのために、優れた芸術文化や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化活動への支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動の機会や場を提供するなどの支援を図る。</p>	

教育施策	1 文化・芸術活動の振興 2 図書館事業運営の拡充 3 スポーツ・レクリエーション活動の推進 4 総合型地域スポーツクラブの推進
------	--

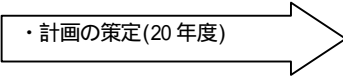
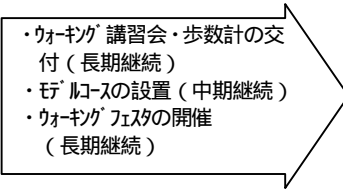
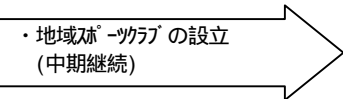
平成 20 年度取組状況	<p>指定文化財の管理・市内文化財の修理、整備事業への補助金の支給、旧宮崎家住宅の屋根葺き替え等の修理を実施した。市立美術館では「多摩秀作美術展」を拡大し、東京都内から多くの優れた新人作家の発掘を目指した新公募展「ビエンナーレOME 2009」を開催した。市立図書館では中央図書館を本館、青梅図書館と市民センター図書館を分館とするとともに、図書・資料の充実と資料提供の迅速化を図り、生涯学習の中核施設として図書館活動の推進に努めた。なお、中央図書館は駅前という利便性から、開館11か月で50万人の入館者数があった。市民の体力保持・増進のため、住民と協働してウォーキングモデルコースを設置した。</p>
--------------	--

主な事務事業の取組み

事業名	年度目標	取組状況 事業実施区分	成果・課題	評価 担当課
・指定文化財の管理および保存事業費補助事業	・経年による劣化が著しい文化財に対して修理事業を行うことにより永く後世に伝える。	<p>市内に所在する文化財のうち、何らかの理由によって修理が必要となったものについては修理に対して補助金を交付した。</p> <p>→</p> <p>・補助事業の実施 (年度別、長期継続)</p>	<p>都天然記念物観音寺大杉防雷設備工事 / 都無形民俗文化財沢井獅子舞衣装等整備 / 市史跡観音寺鐘楼修理 / 有形文化財旧世尊寺釈迦如来坐像修理 / 市無形民俗文化財高水山獅子舞道具整備 / 市天然記念物森下陣屋カシ修理 / 市天然記念物御嶽神社参道の杉並木修理</p> <p>これらの文化財の修理事業に対して文化財保存事業費補助金交付要綱に基づいて補助金を交付した。</p> <p>緊急に修理を必要とする文化財が出た場合に即応体制を取れるようにする必要がある。</p>	郷土博物館管理課

<p>・各種調査委託事業の実施と報告書の刊行</p>	<p>・本市に係る様々な文化財に対して調査・研究を行い、それらの調査結果を基にして報告書を刊行する。それにより市民に対する文化財への保護思想の浸透を図り、文化財に対する普及・啓蒙活動を実施する。</p>	<p>有識者や研究者に委託して市内の文化財に対する調査を実施し、報告書を刊行した。</p> <hr/> <p>・計画的調査・研究および報告書の作成(長期継続)</p>	<p>武蔵御嶽神社および御師家古文書調査(調査報告書の発行、目録の作成等を実施した) 埋蔵文化財の発掘調査(開発等に伴う遺跡地の事前調査を実施した) 民俗技術調査(市内に所在する民俗技術の現状調査を実施した) 調査活動については何が現在必要とされているかを的確に把握する必要がある。報告書の刊行についても普及・啓蒙活動をより効果的に実施できるものを選択していく。</p>	<p>郷土博物館管理課</p>
<p>・重要文化財旧宮崎家住宅整備事業</p>	<p>・移築復元工事以来30年が経過し、経年劣化による茅葺き屋根の腐朽と一部基礎部分に修理を必要とする箇所がある。そこで、20年度と21年度の2か年継続事業で修理を実施し、この貴重な文化財を永く後世に伝えていく。</p>	<p>国指定重要文化財旧宮崎家住宅の屋根葺き替え等の修理を実施した。</p> <hr/> <p>・計画的修理の実施(20~21年度)</p>	<p>20年度の事業として、仮設工事および屋根材(山茅、杉皮)の搬入、旧屋根材の解体、野地補修、茅の下拵え、部屋の床組み補強を予定の工程表のとおり実施した。初年度事業については計画とおり実施できたが、次年度は本工事である屋根の全面葺き替えについては悪天候等不測の事態にどう対処するか臨機の対応を的確にとる必要がある。</p>	<p>郷土博物館管理課</p>
<p>・市民劇場・市民映画会の開催</p>	<p>・市民劇場 年4回実施 チケット売り上げ1,989枚。</p>	<p>市民劇場:年4回実施 チケット売り上げ2,032枚。 市民映画会:年4回実施 入場者。</p> <hr/> <p>・市民劇場等の開催(年度別、長期継続)</p>	<p>幅広いジャンルの公演をするため不人気なものも実施している。</p>	<p>社会教育課</p>

<p>・文化団体の育成・支援</p>	<p>・市内の文化団体で組織する文化団体連盟を育成強化し、市民文化の向上を図るため活動を支援する。 加盟目標:23団体、会員数2,500人</p>	<p>加盟団体：22 団体、会員数 2,476 人。</p> <hr/> <p>・文化団体の育成支援 (長期継続)</p>	<p>会員の高齢化等により活動の発展性が持っていない。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>・公募展の開催</p>	<p>・公募展「ビエンナーレOME 2009」 募集・展覧会開催：3月7日～29日 20日間。</p>	<p>これまで 21 回にわたり開催してきた「公募・多摩秀作美術展」を、「ビエンナーレOME 2009」と名称も変え、隔年型の公募展として出発した。 より多くのすぐれた新人発掘を目指し、公募地域も東京都全域に拡大を図った。 応募：158 点 入賞：41 点 大賞：1 点 佳作：3 点 審査員：瀧 悌三、 滝沢具幸、林 敬二</p> <hr/> <p>・公募展の開催 (長期継続)</p>	<p>募集地域は東京都全域に拡大したが、一人あたりの応募点数を 1 点にしたことによって、全体の作品数は減少した。しかし、若手の出品が増え、レベルも高い公募展になった。</p>	<p>美術館管理課</p>
<p>・新たなサービスの展開</p>	<p>・中央図書館の開館に伴い、新たなサービスを展開する。</p>	<p>1：視聴覚資料の貸し出し 2：インターネットによる在架予約の実施 3：インターネットデータサービス 4：ハンディキャップサービス 5：ICタグによる自動貸し出し 6：多目的室での図書館行事等の実施 7：開館時間の延長</p> <hr/> <p>・サービスの充実(長期継続)</p>	<p>中央図書館の開館に伴い、1～7のサービスを開始し、市民サービスの充実が図れた。</p>	<p>中央図書館管理課</p>
<p>・図書館組織一元化による効果的な事業の展開</p>	<p>・中央図書館を中心として、各分館における図書館事業や図書選定業務を効率的で効果的に進める。</p>	<p>各分館の図書選定について、中央図書館管理課分館係で、各館の状況を把握しながら図書選定を行った。</p> <hr/> <p>・効果的な事業展開 (中期継続)</p>	<p>おはなし会事業について、中央図書館で全ての分館に出向き実施できなかった。</p>	<p>中央図書館管理課</p>

<p>・第2次青梅市子ども読書活動推進計画の策定</p>	<p>・子どもの読書活動の推進を図るため、平成21年度から平成25年度までの5年間の青梅市子ども読書活動推進計画（第二次）を策定する。</p>	<p>第二次青梅市子ども読書活動推進計画を策定した。</p> <hr/> <p>・計画の策定(20年度)</p> 	<p>平成17年度から20年度までの4年間の子どもの読書活動を推進してきたが、基本的な考え方を引き継ぎながら、計画の見直しを図り、平成21年度から25年度までの「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動のより一層の推進を図っている。</p>	<p>中央図書館管理課</p>
<p>・ウォーキングの普及推進</p>	<p>・市民の方に、最も手軽な健康法と言われる“歩く”運動を自発的に実践し、自らの体力保持と健康の増進を図っていただく。</p>	<p>1：ウォーキング講習会、歩数計の交付 60歳以上の市民を対象に、ウォーキング講習会の実施と歩数計の交付を行った（交付数223人）。</p> <p>2：ウォーキングモデルコースの設置 二俣尾地区と永山総合運動場の2カ所にコース案内板・距離表示板を設置し、モデルコースを整備した。</p> <p>3：ウォーキングフェスタの開催 体育指導委員協議会の主管で、第5回ウォーキングフェスタを開催した（参加者数258人）。</p> <hr/> <p>・ウォーキング講習会・歩数計の交付（長期継続） ・モデルコースの設置（中期継続） ・ウォーキングフェスタの開催（長期継続）</p> 	<p>1：前年度に比べ交付数は減少したが、講習会を導入したことにより、従来のパラマキ型よりも内容の充実を図ることができた。</p> <p>2：設置時期が遅れてしまったが、二俣尾においては地元の支会の方と協力し、良いコースを整備することができた。</p> <p>3：イベントとして、市民の方に浸透してきており、過去最高の参加人数を記録した。</p>	<p>体育課</p>
<p>・地域スポーツクラブ設立に向けた準備委員会での検討</p>	<p>・「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会」を設置し、クラブ設立に向け様々な検討を行う。</p>	<p>「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会」を10回開催し、クラブの理念、実施種目、設立候補地などについて検討した。</p> <hr/> <p>・地域スポーツクラブの設立（中期継続）</p> 	<p>クラブの理念、設立候補地などについて検討が行われ、ある程度の方向性が示された。しかし、同時に施設や資金など設立に向けての課題も多い。</p>	<p>体育課</p>

基本方針 5	「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」
<p>家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。</p> <p>そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。</p>	

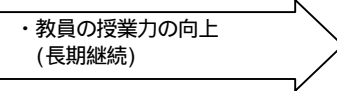
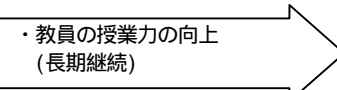
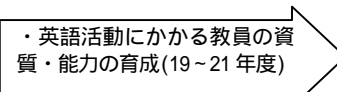
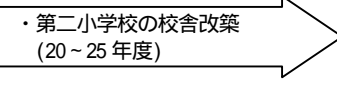
教育施策	<p>1 将来を見通した教育施策の推進 2 開かれた学校づくりの推進 3 特色ある学校づくりの推進 4 安全・安心な学校づくりの推進 5 学校経営の充実 6 教職員の資質・能力の向上 7 教職員の服務規律の確保 8 学校施設の安全対策等の推進 9 教育委員会の機能の充実</p>
------	---

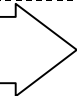
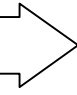
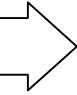
平成 20 年度取組状況	<p>特色ある学校づくりの推進を図るために実施してきた、子どもいきいき学校づくり推進事業をさらに充実させるため、これまでの取組みの成果を踏まえ、学校経営方針にもとづく事業等に特化して実施した。子どもが安全に通学、学習できる環境を充実させるため、学校、保護者、教育委員会が連携して行う子ども安全ボランティア事業において、スクールガード・リーダーによる学校周辺道路の巡回指導を実施した。</p> <p>小学校3校、中学校10校に配置する小中学校専用車を、青色防犯パトロールカーとして学校および市民の防犯団体が使用できるよう規則等を整備し、運用を開始した。</p> <p>教育活動のより一層の活性化を図るため、学校経営、学校運営に対する評価を明確に位置付け、学校評価システムによる経営改善を行ったほか、教職員の資質・能力の向上のため、教育アドバイザーによる授業改善等の相談、東京教師道場への派遣による教員の育成を図った。学校施設の安全対策として、小・中学校校舎等耐震補強工事の実施、外壁・給水設備などの整備改修を実施した。教育委員の改選に当たり、保護者の代表を委員として迎え、教育委員会の充実を図った。</p>
--------------	--

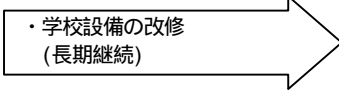
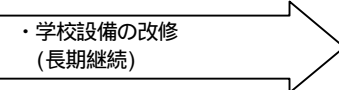
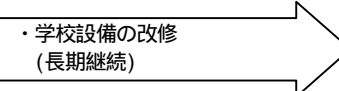
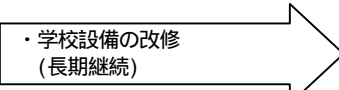
主な事務事業の取組み

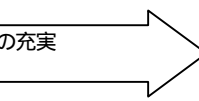
事業名	年度目標	取組状況	成果・課題	評価担当課
		事業実施区分		
・スクールガード・リーダーとの連携	・保護者、地域住民等の「地域の力」を活用し、登下校時や放課後、休日の児童の安全確保を図るため、各小学校に「子ども安全ボランティア」を立ち上げた。子ども安全ボランティアが有効に機能できるよう養成するため、スクールガード・リーダーを活用する。	<p>前年度と同様、スクールガード・リーダー6人が2～4校を受け持ち、全小学校で各5回、計80回の地域巡回指導を実施した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>・スクールガード・リーダーによる子ども安全ボランティアの育成 (中期継続)</p> </div>	<p>平成18年度から開始した継続的な事業を通して、保護者等の安全に対する意識の向上を図ることができ、学校と地域、保護者の連携が図れた。</p> <p>ボランティアのメンバーがPTA役員等であることから、スクールガードの能力を備えたボランティアの継続的な確保が課題となっている。</p>	総務課 指導室

<p>・「青梅子ども 110 番の家」の継続</p>	<p>・児童・生徒が不審者から声をかけられたり、事件に巻き込まれそうになった場合に駆け込むことのできる緊急避難場所として、住宅や商店等を登録する「青梅子ども 110 番の家」事業を推進する。</p>	<p>「青梅子ども 110 番の家」を継続。教育委員会ホームページ等で周知し、新規の登録を随時受け付けた。</p> <hr/> <p>・青梅子ども 110 番の家による安全の確保 (長期継続)</p>	<p>平成 20 年度末で、2,219 件の登録を受けている。登録者の家庭等が平日の昼間在宅であるとは限らない状況があり、この対応についての問い合わせもあることから、登録者に対するアンケートなどを実施し、実態の把握や犯罪抑止効果の検証を行うことなどが課題である。</p>	<p>総務課</p>
<p>・青色防犯パトロールカーの配置 (中学校 9 校)</p>	<p>・既設の青色防犯パトロールカー (小中学校専用車) と同様、中学校 9 校に配置される小中学校専用車に青色回転灯を装備し、これにより中学校区全てに青色防犯パトロールカーを配置し、運用を行う。</p>	<p>9 台の新型車を購入し、青色回転灯を装備した青色防犯パトロールカーとして配備した。青梅市立小中学校専用車運用要綱、青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール運用基準および青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーの貸出に関する規則を制定し、青色防犯パトロールカーの運用に関する約束や貸し出すときの規則を定めた。</p> <hr/> <p>・青色防犯パトロールカーによる防犯体制の充実 (長期継続)</p>	<p>要綱、規則等を整備したことにより、当該車両を青色防犯パトロール団体に貸し出すことができるように体制を整えた。</p>	<p>総務課</p>
<p>・学校評価検討委員会 (仮称) の設置および学校評価の在り方の検討</p>	<p>・「学校評価検討委員会」を設置し、年間を通じて各学校が自主性・自立性を発揮して教育活動の進行に応じた評価を適切に行うための評価項目や評価方法、評価者についての在り方を検討する。</p>	<p>学校評価検討委員会において、各学校における自己評価や学校関係者評価の在り方について協議し、青梅市における学校評価システムを再構築し、マネジメントサイクルによる自律的な学校経営ができるようにした。</p> <hr/> <p>・実施に向けたあり方の検討 (単年度)</p>	<p>学校評価検討委員会報告書をまとめ、青梅市における学校評価の考え方や実施手順等を明確化し、説明会を開催して各学校へ周知徹底するとともに、学校評価の結果を HP に公開するようにした。</p>	<p>指導室</p>
<p>・教育アドバイザーによる授業改善等の相談の実施</p>	<p>・「教育アドバイザー」を配置し、「授業力向上」を目指す学校や教職員を対象に、授業づくりのための相談を受け付け、必要な指導・助言や資料提供等の支援を実施し、教員の「授業力」向上を</p>	<p>学校および教員等の要請に基づき、教育アドバイザーによる「授業力」向上に向けた支援、学校訪問による指導・助言、授業研究会等への参加と支援、先進的な研究資料の収集・整理・提供等を実施した。</p> <hr/> <p>・教員の授業力の向上 (長期継続)</p>	<p>教育アドバイザーによる支援体制を構築することによって、学校や教職員に対して必要な支援を行い、授業力の向上を推進した。また、初任者教諭等の授業力の向上を図ることができた。</p>	<p>指導室</p>

<p>・「東京教師道場」への教員の派遣</p>	<p>・東京都教育委員会の実施する、「授業力」の向上および他の教員を指導する資質・能力の育成を目指す「東京教師道場」に市立学校の教員を派遣し、青梅市におけるリーダー的な教員の育成を図る。 対象：教員経験5～10年程度（校長等の推薦） 期間：2年間</p>	<p>2年目の道場部員3名、助言者2名に加え、平成20年度においても部員を派遣した。 （部員：小学校8名、中学校2名）</p> <hr/> <p>・教員の授業力の向上（長期継続）</p> 	<p>青梅市におけるリーダー的な教員の育成を図ることができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・「東京教師養成塾」の塾生の積極的な受け入れ</p>	<p>・将来、青梅市で活躍が期待される教員の養成に寄与するため、「東京教師養成塾」（平成16年4月に開塾）の塾生を積極的に受け入れる。（都内の小学校教員を志す大学4年生）</p>	<p>第三小（1名）霞台小（1名）の計2名を受け入れ実習を実施した。</p> <hr/> <p>・教員の授業力の向上（長期継続）</p> 	<p>年間を通しての特別教育実習等を実施し、教育に対する熱意と使命感を高め、実践的指導力や社会性を育成した。</p>	<p>指導室</p>
<p>・小学校英語活動悉皆研修の実施</p>	<p>・小学校全教員を対象に、小学校英語活動の基本的・実地的な知識・理解についての研修を実施し、英語活動に関する教員の資質・能力の育成を図る。3年計画の2年次として実施する。</p>	<p>小学校英語活動教員研修を開催し、133名が参加した。</p> <hr/> <p>・英語活動にかかる教員の資質・能力の育成（19～21年度）</p> 	<p>小学校英語活動教員研修などを通して、小学校の外国語活動を円滑に推進することができた。</p>	<p>指導室</p>
<p>・第二小学校の校舎改築基本設計の実施</p>	<p>・第二小学校校舎改築に向け、平成19年度に実施した基本計画にもとづき、基本設計を行う。</p>	<p>「第二小学校校舎改築基本設計委託」を㈱豊建築事務所と契約（契約金額：15,540千円 期間：平成20年7月7日～平成21年3月18日）</p> <hr/> <p>・第二小学校の校舎改築（20～25年度）</p> 	<p>改築に必要な基本設計をまとめることができた。 平成21年度は、この基本設計をもとに改築実施設計を行う予定</p>	<p>施設課</p>

<p>・小・中学校の耐震設計の実施（小4校・中1校）</p>	<p>・耐震化を進め、児童・生徒等の安全を確保するため、市立小・中学校の校舎・屋内運動場等の耐震補強設計を行う。</p>	<p>下記のとおり、小・中学校5校の校舎等耐震補強設計委託を行なった。 河辺小学校・今井小学校 (株)ユニバサル設計東京事務所（契約金額：15,750千円 期間：平成20年6月27日～平成21年3月30日） 新町小学校・若草小学校 (株)檀設計（契約金額：11,487千円 期間：平成20年5月2日～平成21年3月30日） 西中学校 (株)稲垣一級建築設計事務所東京営業所（契約金額：13,335千円 期間：平成20年5月2日～平成21年2月27日）</p> <hr/> <p>・学校施設の耐震化 (中期継続)</p> 	<p>耐震補強工事の実施に必要な補強設計を実施、完了した。 順次、計画的に耐震補強工事を進める。</p>	<p>施設課</p>
<p>・小・中学校の耐震補強の実施(小2校・中2校)</p>	<p>・耐震化を進め、児童・生徒等の安全を確保するため、市立小・中学校の校舎・屋内運動場等の耐震補強工事を行う。</p>	<p>下記のとおり、小・中学校4校の校舎等耐震補強工事を行った。 第三小学校校舎・屋体 佐久間建設(株)青梅支店（契約金額：122,535千円 期間：平成20年6月13日～11月28日） 第五小学校校舎 (株)島田組（契約金額：128,478千円 期間：平成20年6月13日～10月31日） 第一中学校屋体 島崎建設(株)（契約金額：9,838千円 期間：平成20年7月4日～10月15日） 第三中学校校舎 井戸鉄建(株)（契約金額：102,786千円 期間：平成20年7月1日～10月31日）</p> <hr/> <p>・学校施設の耐震化 (中期継続)</p> 	<p>計画に沿って、耐震補強工事を実施、完了した。 今後、順次計画的に耐震補強工事を進める。</p>	<p>施設課</p>
<p>・中学校の暖房設備改修の実施(中1校)</p>	<p>・第三中学校の老朽化した熱風炉を改修して良好な学習環境の維持を図る。</p>	<p>第三中学校管理・普通教室棟系統の温風暖房機撤去、新設等設備改修工事を行った。 田中工業(株)（契約金額：8,610千円 工期：平成20年6月24日～10月15日）</p> <hr/> <p>・学校設備の改修 (長期継続)</p> 	<p>他校の施設も老朽化が進んでいるため、今後対応が必要と思われる。</p>	<p>施設課</p>

<p>・小学校の給水設備改修の実施(小1校)</p>	<p>・東京都水道局が進める「公立小学校の水飲栓直結化モデル事業」により、受水槽を経由せず、配水管から直接水飲栓へ供給する。</p>	<p>第四小学校の水飲栓を直接給水方式に改修した。 (株)青和施設工業所(契約金額:12,915千円 工期:平成20年7月11日~10月31日)</p> <hr/> <p>・学校設備の改修 (長期継続)</p> 	<p>計画どおり改修工事を実施、完了した。 来年度も対象校を選定し、同様に改修を行いたい。</p>	<p>施設課</p>
<p>・小学校の高置水槽改修の実施(小1校)</p>	<p>・老朽化した既設高置水槽を更新し「水」の安全性を確保する。</p>	<p>第六小学校の高置水槽の撤去、新設工事等を行った。 (株)青木設備工業所(契約金額:4,305千円 工期:平成20年7月11日~9月19日)</p> <hr/> <p>・学校設備の改修 (長期継続)</p> 	<p>工期内に工事を実施、完了した。</p>	<p>施設課</p>
<p>・小学校のプール改修の実施(小1校)</p>	<p>・老朽化により歩行等に支障があるプールサイドを改修し安全な教育環境を整える。</p>	<p>友田小学校のプールサイドの平板改修、埋設配管の一部改修を実施した。 岩浪建設(株)(契約金額:5,985千円 工期:平成20年4月18日~6月6日)</p> <hr/> <p>・学校設備の改修 (長期継続)</p> 	<p>改修工事を実施、完了した。 プールサイドの安全性を確保することができた。</p>	<p>施設課</p>
<p>・小学校低学年用便所改修の実施(小3校)</p>	<p>・清潔で明るいトイレ環境を作るため改修を行う。</p>	<p>小学校3校(第三小、第六小、友田小)の低学年用トイレの便器、照明設備、天井・壁塗装等の改修を行った。 佐久間建設(株)青梅支店ほか3社(契約金額:9,336千円 工期:平成20年7月18日~9月12日)</p> <hr/> <p>・学校設備の改修 (長期継続)</p> 	<p>計画に沿って、トイレ改修工事を実施、完了した。 来年度も未実施校について順次実施したい。</p>	<p>施設課</p>

<p>・教育委員を保護者から選任</p>	<p>・平成 20 年 9 月 30 日をもって教育委員 2 人が任期満了を迎えることから、新規に教育委員を選任する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成 20 年 4 月 1 日以降の教育委員の任命に関しては、保護者を加えることとされているため、教育委員の 1 人に保護者を選任する。</p>	<p>教育委員に、中学生の生徒を持つ保護者 1 人を選任した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・教育委員会の充実 (長期継続)</p> 	<p>教育委員会の会議等においては、保護者の立場から意見等が得られ、幅広い職種の方からの意思が反映された教育委員会となった。</p>	<p>総務課</p>
----------------------	---	---	--	------------

点検・評価にかかる青梅市教育委員会事務点検評価有識者の意見

平成21年度 青梅市教育委員会の事務点検評価について

青梅市教育委員会事務点検評価有識者
藪 照國

1 総論

昨年度の事務点検評価について有識者の共通の意見として、「点検評価作業の容易性と立案・実行者による進捗状況把握の容易性を図るため、中長期計画の時系列的表示が必要」との提言をしている。

今年度の事務点検評価資料には、時限的計画が事務事業単位に表示されているため、事業の位置付けや難易度が解り易くなっている。但し点検評価の容易性に関しては細部の計画にもう一工夫の改善が必要と考える。一事業において、プロセスと成果を分離しての評価を検討しては如何かと思う。

今年度の主要取組み事務事業数は、昨年度に比較して全体で1.5倍(41 63事業)に増加し、特に基本方針2「豊かな個性と想造力の伸長」の取組みが2.5倍(10 25事業)に増加している。

一方、基本方針1「人権尊重の精神と社会貢献の精神」の取組みは3事業のみであり、人間的価値観を養う「人権」「心」「権利と義務・自由と責任」等の事業の取組みが少なく、バランスを欠いているのではないかと懸念。自尊感情(人間的価値観)の育成は学校・家庭・地域の協力で行うものであるが、学校教育や学校生活の影響は大であり一考願いたい。

取組み事業を達成度の観点から見てみると、大きな成果ありが36.5%、一定の成果ありを加えると98.4%に達する。委員会の熱意を感じている。

2 個別事業への意見

- 基本方針1「青梅の伝統文化奨励のための表彰制度」は青梅市の伝統文化の継承・発展に取組む児童・生徒を各学校から推薦し審査委員会を経て20年度は48人の児童・生徒が表彰を受けたとのこと。郷土愛を育み、情操教育や自尊感情育成の面からも課題を克服しながら継続していただきたい。

基本方針2

学力向上に関する取組みは、学力調査の分析、授業改善推進プランの作成実施、学力推進モデル校による研究の推進等が行われている。いずれの事業も「一定の成果あり」と評価されているが成果の内容が解りにくい。プロセスの評価としては止むを得ないが、児童生徒への成果が現れるのはいつになるのか、その成果をどのように捉えるのか、目標を明確にした長期計画が必要と考える。

国語力向上教育は国際社会に生きる社会人育成に重要な教育事業である。

最近、若者に失われつつある正しい日本語の使い方や識字率の向上など、言語教育は

勿論のこと、日本人としての骨格づくりを指導していただきたい。

中学校における職場体験では、体験業種が小売業、食堂、介護、図書館、市民センター、製造業等で貴重な体験を行っている。青梅市にはIT関連の企業も多く、半導体やコンピュータソフトの開発・設計・製造が行われている。これらに使用されている三次元設計が可能なスリーデイ・キャド(3D-CAD)や開発・製造設備、製造プロセス技術は世界のトップクラスと言っても過言ではない。

このような先端産業での体験学習も、これから国際社会に生きてゆく中学生にとって先端産業の技術とは何かを体験することにより、将来の方向性にも寄与できると考える。

「副籍モデル校の指定と円滑な実施に向けた研究の推進」では第一小学校(2年生)において校内の特別支援学級との交流も進み、ともに支えあい生きることの喜びを児童が感じてきているとのこと。このように児童・生徒への影響がわかる成果が望ましいと思う。

- ・ 基本方針3 「生涯学習まちづくり出前講座の実施」については、7月下旬に「高齢者の暮らしと介護保険」をテーマに高齢介護課より講師を派遣していただき、出前講座を実施している。約50名の聴講者で会場はいっぱい埋まり、質問も多く盛況であり好評であった。

市民の生涯学習として20年度は49メニュー、講座開催23回とのこと。19年度は30回開催されており、開催回数の減少は少々勿体無い感がある。開催回数だけが評価の対象とは思わないが、市民にとって有用なメニューが揃っており、PRの方法等を考えてみては如何かと思う。

- ・ 基本方針4 平成13年に公布・施行された法律「子どもの読書活動の推進に関する法律」に沿って、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」が平成21年度より平成25年度まで展開される。

活動の内容は、中央図書館と学校との連携が中心となり、市民センター併設図書館や地域図書館との連携を高めながら子供読書活動推進を図るとのこと。特に注目したいのは霞台小学校をモデル校として読書活動推進の研究が進められ、平成22年度にはその研究発表会が行われる。この発表会には読書推進のプロセス評価と子供たちへの成果の評価を分離しての発表を期待する。

例として青梅市民一人当たり年間貸し出し数は平成19年度4.56冊、中央図書館移転後の平成20度は7.22冊(1.6倍)に増加している。このように数値で表す評価を期待する。

「ウォーキングの普及推進」は高齢化が進んでいる青梅市において貴重な事業と思う。ウォーキング講習会の内容も充実している。2ヶ所のモデルコースも整備され、ウォーキングフェスタへの参加者も多く、市民の健康促進に大きく寄与する事業だと考える。

- ・ 基本方針5 小・中学校の耐震補強の設計や工事が進行している。点検評価では全事業が二重丸、目標達成に順調とのこと。他の施設や設備についても同様の配慮をお願いする。

以上

1 総論

平成20年度分の対象事業については、「平成20年度 青梅市教育委員会の教育施策の概要」から主な事務事業として210項目を対象としており、これは前年度の198項目より12項目多く、「青梅市教育委員会の5つの基本方針」の中からバランスよく評価対象事業に設定する努力がなされている。次年度以降、本報告書においても「特に重点となる項目」について各教育施策ごとに項目を設定するなどの改善を図る必要がある。

表記方法では、報告書の各事務事業の取組状況の欄に、事業実施区分として大きな矢印を示し期間表記を入れたことにより大変見やすくなっている。より分かりやすい資料作成へ向けた教育委員会事務局の努力が読み取れる。

本報告書に示された事業の取組状況としては、評価が23、評価が40、評価が1となっており、概ね良好な状況と捉えられる。事業内容が「開催、作成、更新、提示、策定、実施」などのように期間が限定されて方法が示しやすいものについては評価が多くなっている。

評価の事業については、継続的な事業が多く長期にわたるため年度ごとの評価が捉えにくい傾向がある。したがって、年度ごとにスモールステップの具体的な目標を定め、課題と成果を把握しやすくし、年度ごとの目標について評価に近づける取組みとなるようにしていくことが必要であろう。

なお、課題として、「点検と評価」の方法がまだ明確となっていない点が上げられる。点検の項目を各事業ごとに共通の項目と独自の項目を設定して点検し、それらを総合してから評価基準に沿って評価する方法が望まれる。そのためには、数値化できるものとできないものを明確に意識して点検項目に入れていくことと、「目標と結果を明確に比較する」という趣旨からも目標と成果・課題の表し方の工夫も必要である。

今後とも、よりよい点検・評価を行うためのシステムづくりへの努力を続けていただきたい。

2 個別事業への意見

個別事業については、次の意見を付するものである。

- ・ 市教育委員会のホームページの整備が進んでいると感じた。さらに掲載の資料・文書類の作成年度と掲載期間との関連を見直し、より鮮度を上げる工夫が必要である。ただし、社会動向、貴重な資料などはその限りではない。
- ・ 青梅の伝統文化に関する事業においては、地域の偏りに対する課題を克服し、より広範な範囲から多くの対象者を選び推薦できる積極的な運用に向けて努力していただきたい。また、指導室と社会教育課等とが一層連携し、隠れた文化、失われた文化遺産などの再発見なども期待したい。
- ・ 小・中一貫教育については、関係する小・中学校間の共通理解が進みつつあるように見ら

れる。モデル校等の実践において、保護者、地域の協力を得て、学区ごとに地域ぐるみで取り組む活動を一層進め、学校教育のみならず、家庭教育、地域による教育力の向上までを意識した地域社会的な実践となるよう関係機関等へも働きかけていただきたい。子供たちを取り巻くさまざまな教育課題解決の道標となる極めて重要な取組みであると認識している。

- ・ 「学力向上、国語力向上、小学校における英語活動、特別支援教育」等、さまざまな教育課題の研究校、モデル校の設定については、学校の状況に応じ、市教育委員会の計画的・意図的な選定がなされている。今後はさらに小・中一貫教育充実の観点から、中・長期的に検討して効果的な活用システム・方法を作り上げていく必要がある。
- ・ 学校評価検討委員会については、法に基づいた新たな取組みとして期待されるが、各学校では実施・運用に当たって煩雑な事務処理等の苦労も予想される。市教育委員会として、各学校の改善に向けた取組みに対しては、予算面をはじめ具体的かつ適切な支援を進めていただきたい。
- ・ 生涯学習情報の提供については、課題として示されているように年2回では時期に応じた市民参加意欲の向上にはつながりにくいと考え。情報は小分けして適時適切に提供していくことが望ましい。
- ・ 放課後子ども教室推進モデル事業については、順調な運営が進んでいるように見られる。実施校のモデルを積み上げ、全市的に展開することを期待したい。場所、協力者の確保に課題があるようであるが、この事業も地域ぐるみの理解が求められる。窓口は教育委員会であるが、子育て担当部署ほか他部署との連携が欠かせない事業であろう。
- ・ 郷土博物館の事業における各種調査、報告書の作成等においては、貴重な報告書・冊子の刊行も期待されている。例えば既刊では「青梅の町屋」「青梅縞」など優れているものが多い。CDなどによるダイジェスト版・廉価版などがあると学校教育やさまざまな生涯学習などにおいて活用が進むものと考え。このことは美術館の普及事業においても同様に期待されるであろう。
- ・ 美術館の公募展の新規事業は美術関係者として応援したい事業である。立地条件としては交通的には不利であるが、日帰りも宿泊も可能な自然・文化・歴史をバック・グラウンドにもつ利点は大きい。ビエンナーレとしての単独事業と、釜の淵地域を生かした野外展、市街地の寺社、町並みとのコラボレーション、多摩川流域の史跡、美術館などとの同時開催などさまざまな連係が考えられる。新潟県妻有などの取組みは参考になろう。市の芸術活動の拠点として青梅ならではの取組みを模索していただきたい。
- ・ 青梅市子ども読書活動推進計画については、市のホームページによると多くの関係各課が取り組んでいる。継続に当たっては、中央図書館のみならず推進状況を連係して管理・進行していくシステムづくりが重要となる。また、その成果を確認・発表する場を読書週間などに設定し、全市的に意識を高めていくことを期待する。

以 上